

電波監理審議会（第1073回）議事要旨

1 日時

令和2年3月11日（水）15:00～17:25

2 場所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、長屋 裕文

(3) 総務省

（情報流通行政局）

吉田 真人（情報流通行政局長）、吉田 博史（大臣官房審議官）、湯本 博信（総務課長）、
豊嶋 基暢（放送政策課長）、堀内 隆広（放送政策課企画官）、
塩崎 充博（放送技術課長）、井幡 晃三（地上放送課長）、
吉田 恭子（衛星・地域放送課長）

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、田原 康生（電波部長）、今川 拓郎（総務課長）、
布施田 英生（電波政策課長）、片桐 義博（電波政策課企画官）、
片桐 広逸（基幹・衛星移動通信課長）

(4) 事務局

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 議事模様

(1) 諮問事項（総合通信基盤局）

① 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案

（諮問第7号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

電波の利用状況調査の拡充（調査周期の見直し等）に伴い、必要な規定の整備を行うもの。

② 周波数割当計画の一部を変更する告示案

(1. 9MHz帯及び3. 5MHz帯のアマチュア業務の周波数拡張)

(諮問第8号)

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

1. 9MHz帯及び3. 5MHz帯のアマチュア業務の周波数拡張に伴い、周波数割当計画の一部を変更するもの。

③ 電波法施行規則等の一部を改正する省令案

(航空機地球局へのインマルサットBGAN型の導入)

(諮問第9号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行う航空機地球局について、2017年に国際民間航空機関（ICAO）において承認されたインマルサットBGAN型を我が国において導入するため、必要な規定の整備を行うもの。

④ 航空機局の無線設備等保守規程の認定

(諮問第10号)

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

電波法第70条の5の2の規定に基づき、航空機局の無線設備等保守規程の認定に係る申請があったことから、当該申請に対する認定を行うもの。

(2) 報告事項（総合通信基盤局）

電波法の一部を改正する法律案、令和2年度の電波の利用状況調査及び「周波数再編アクションプラン」の見直しについて、総務省から報告があった。

(3) 諮問事項（情報流通行政局）

① 日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施要請の変更

(諮問第11号)

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

放送法第65条第1項に基づく、日本放送協会に対する令和元年度国際放送等実施要請を変更するもの。

② 日本放送協会に対する令和2年度国際放送等実施要請

(諮問第12号)

審議の結果、諮問のとおり要請することが適当との答申をした。

【内容】

放送法第65条第1項に基づき、日本放送協会に対して国際放送等の実施要請を行うもの。

③ 放送法施行規則の一部を改正する省令案

(放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する制度整備)

(諮問第13号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

政府のサイバーセキュリティ戦略等を踏まえるとともに、多様化するサイバー攻撃や2020年の東京オリパラへの対応等を見据え、放送設備のサイバーセキュリティ確保のため必要な規定の整備を行うもの。

④ 株式会社スター・チャンネルの放送事項の変更の許可

(諮問第14号)

審議の結果、諮問のとおり許可することが適当との答申をした。

【内容】

株式会社スター・チャンネルより、放送法第97条第1項の規定に基づき、放送事項の変更の許可申請があったことから、当該変更を許可するもの。

(4) 報告事項 (情報流通行政局)

V-Lowマルチメディア放送の終了について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)